商品概要説明書　退職金定期預金　ひがしん「輝（かがやき）」

2025年4月1日現在

商品名	退職金定期預金　ひがしん「輝（かがやき）」
販売対象	退職金お受取り後1年以内の個人のお客さま（ご本人名義のみ）
取扱期間	2025年4月1日～2026年3月31日
預入金額	300万円以上退職金お受取金額の範囲まで（1円単位） （スーパー定期300、大口定期預金対応）
預入期間	3か月・6か月・1年 自動継続（元加式・利払式）
適用金利	定期預金　3か月　店頭表示金利＋0.20% 定期預金　6か月　店頭表示金利＋0.30% 定期預金　1年　　店頭表示金利＋0.40% 1.特別金利の適用は、当初ご契約時のみの適用となります。 2.初回満期日以降は、当金庫所定の3か月もの、6か月もの、1年もの店頭表示金利となります。 3.また、中途解約時は日数に対して解約日における当金庫普通預金利息により計算した利息とともに支払います。
税金	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
徴求書類	退職金取得の源泉徴収票 退職金受取口座の預金通帳など退職金受取りを証明する書類 （いずれかの原本を確認し、写しをいただきます。）
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理統括部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

東京東信用金庫